

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 〔商法八〕押印のみによる株券裏書の効力<br>(東京地裁昭和三四年五月一二日民一八部判決)   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)   |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1959  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.11 (1959. 11) ,p.63- 67   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 判例研究  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591115-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591115-0063</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

訟物の範圍によつて決まるものではない以上、もはや本件で當初の訴訟物が何であつたかを考える必要はないわけであるが、判旨に反對の趣旨かとも取れる最高昭和三二年六月七日判決（中野判例回顧一九、五七年版一五六頁）が出た後の判例になるわけでもあるから、一言だけ觸れておくことにしたい。——本件のような場合に當初から債權の全額が訴訟物をなすというのは、早くから兼子博士が提唱せられ（研究四、〇九頁）、本件原審の判決はこれに依據するものようであるが、最近、三ヶ月教授が兼子説を祖述された（民訴一、〇八頁）。しかし、一部請求棄却のためには結局全額にわたつて審理することになるといつても、全額にわたつて審理するということは、全額について裁判するのと同じでなく、審理と裁判とを混同することはできない。況や、請求認容の場合には「殘額については、その存否についてなんの判斷もされていない場合があるのであるから、前の判決の既判力を及ぼすことは不可能になる」（村松民訴覺書7法律時、報二九卷四號四七一頁）。問題の一部が特定できないという點は、價値（數量）的特定の必要な所で、形象の特定を索めるために過ぎない。金錢債權を法律上區分しうる何等かの標識ある場合と然らざる場合とに分けるよりは、原告が殘額請求を留保する場合と然らざる場合（後の場合のみ全額）が訴訟物となる）とに分ける方が sachgenäßig であると考え。本件では擴張部分が當初は訴訟物をなさなかつたとする判旨の判斷に賛成。

（伊 東 乾）

## 〔商法 八〕 押印のみによる株券裏書の効力（東京地裁昭和三四年五月二日民一八部判決、昭和二十九年（ワ）二三三號株券返還請求控訴事件）

〔参照條文〕 商法二〇五條

〔事實〕 被控訴人Xは、昭和二十八年七月十日、訴外Kから同人

名義の控訴人Y會社の五十株券の讓渡を受けたが、その際同株券裏書欄に同人の署名又は記名を受けず、捺印だけを得てその交付を受

けた。

これより先、同年四月二十八日開催のY會社株主總會においては株式併合の決議がなされ、同年八月二十日までに株券を提出すべき旨の通知及び公告がなされていたので、Xはその株券にKなる記名を補充することなく會社にそれを提出して名義書換を求めたが、Y會社ではこれに應じないでいる間に、その提出期限である八月二十日を経過してしまつた。

Xは昭和二十九年十一月二十四日Y會社からその提出した株券の返送を受けた後、自ら株券の裏書欄にKの記名を補充し、Y會社に對し、そのK名義の株式五十株に對する名義書換と、右株式併合後の新株券五株の發行交付を求めた。

原審はX勝訴。Yより控訴したのが本件である。

〔判旨〕 Y勝訴。

判決はその株式の譲渡が有効になされたかどうかにつき「……記名株式を株券の裏書によつて譲渡する場合には、その裏書について、手形法第十三條の規定が準用されている(商法第二二條)から、その形式的要件として裏書人の署名又は記名捺印がなければならず、この要件を缺く裏書は裏書としての効果を生じないものと解せざるを得ないところ、本件株式譲渡においては、被控訴人(X)が株券を名義書換のため控訴會社(Y會社)に提出した當時は、裏書人たるKの捺印があつたのみで、その署名又は記名はなかつたこと前記のとおりであるから、この裏書はその形式的要件を缺き、その効力を生じていなかつたこと明らかである。このような場合一般的には特別の事情がない限り、株式の譲渡人が株券の交付と同時に自己の記名

の補充を譲受人に委託したものと解し得るとしても、裏書の(従つて株式譲渡の)効果は譲受人が譲渡人の記名の補充をしたときに初めて生ずるものと解釋せざるを得ない」とし、本件においてはXが裏書人であるKの記名の補充をしたのは昭和二十九年十一月二十四日以後で、株式併合による株券の提出期限である昭和二十八年八月二十日の経過後であるから「被控訴人(X)が裏書を受けた前記株券も右催告期間満了の日である同年八月二十日の経過と共に既に株券としての効力を失つていたから、その後右株券に裏書人の記名を補充しても最早法律上何等の意義を有せず、もとより前記のような意味での裏書の補充たる効力を生ずるに由なかつたものといわざるを得ない」のであつて「右裏書は結局その要件を缺く無効のものであり、従つて被控訴人(X)は本件株式を取得しえなかつたものといふべきである」とする。

これに對する被控訴人Xの、株券の裏書についても手形法所定の白地裏書の方法によることが許され、譲渡の効力はこの裏書ある株券の交付と同時に生じ、既に商慣習として成立しているとの主張に對しては「裏書人自身の記名については、前記の如き趣旨以外に白地裏書の觀念を容れる餘地はなく、捺印のみによつて裏書の効力が生じたとして取扱う如き商慣習の存在は、本件の全證據によるもこれを認め難いのみでなく、強行法規たる前記法條の解釋上これを否定せざるを得ない」としている。

そして又株券は株式そのものでなく、株券が失効しても既に取得した株主權には影響なく、又株式併合の場合には併合新株券が發行されるまでは舊株券は株券としての効力を持續するとのXの主張に

對しても「本件においては、被控訴人（X）が控訴會社（Y）の株式を有効に取得したか否かが問題とされていて、これを否定せざるを得ないことは前記のとおりであるから、この株主權を取得したことを前提とする被控訴人の右前段の主張は理由なきこというまでもないし、株式併合の場合においては株券提出期間満了と共に舊株券は株券としての効力を失い、従つてその後はこの株券による株式讓渡をなし得ないことは、商法の一部を改正する法律施行法第十條によつて準用される商法第三百七十七條の規定の解釋上明かであるから、被控訴人（X）の右後段の主張もまた理由なきこと明かである」とする。

渡をなし得ないことは、商法の一部を改正する法律施行法第十條によつて準用される商法第三百七十七條の規定の解釋上明かであるから、被控訴人（X）の右後段の主張もまた理由なきこと明かである」とする。

原判決取消。Xの請求駁却。

### 【評釋】 判旨は疑問である。

記名株式を讓渡するには、株券を讓渡證書とともに交付するか、裏書ある株券を交付するかしなければならぬが、株券を裏書により讓渡する場合、その裏書については、手形法第十三條の規定が準用されている。

従つて、その裏書の形式を充すためには、裏書人の署名又は記名捺印がなければならぬのであつて、捺印を缺く記名又は記名を缺く捺印のみでは直ちに裏書としての効力を生じないものであること判旨の説くとおりである。

それにも拘らず約束手形においては裏書人の記名を缺き捺印だけのものは殆んどみられないが、株券にあつては、裏書欄の小さいせいも、又は一度に澤山の株券を交付する爲、一々自己の氏名を記載するのが煩わしいためか、記名せずに捺印だけで株券を交付する例が少なくない。

このような場合、特別の事情のない限り、株式の讓渡人が株券の交付と同時に自己の記名の補充を讓受人に委託したものと解すべきであること、そしてまたその裏書の効果は、讓受人が讓渡人の記名の補充をしたときに始めて生ずるものと解すべきであることは判旨の通りである。しかしその補充がなき限りその株式讓渡の効果は生じないものであろうか。即ちこのような場合、裏書人の記名の補充は株式取得の要件であるのか、あるいは株主權行使特に名義書換請求の要件なのであろうか。

形式論理としては、確かに株式譲渡は裏書ある株券の交付によつてその効力を生じ、裏書は、裏書人の署名又は記名捺印をその効力要件とすると考えられるが、法の意圖するところは裏書に資格授與的効力を認めるといふ、即ち證券所持人の利益を第一義的に考えているのであり、その點を考えれば、證券に捺印し、その證券を交付するということは、一方證券に對する權利を失ひ、一方は取得するという當事者の意思があると考えられ、讓渡人がその捺印せる株券を讓受人に交付し、その記名の補充權を同人に與えた以上は、それによつて株式譲渡の効力は生じたものとみるべきで、その補充がなされているか否かは、むしろその株式の權利行使の資格要件とみるべきではなからうか。私は、このような場合、讓渡人の記名の補充の有無は株式取得の効力には關係せず、名義書換請求その他株主權行使の資格要件にのみ關係あるものと解すべきであると思ふ。即ちこのような場合、讓受人はその株式とその記名の補充權を取得し、爾後その補充權は株券とともに轉讓するものである（大隅、株式の名義書換の調査、株式會社の法理論と實際一〇三頁は、讓渡人の捺印のみがあつて、記名のない裏書又は讓渡證書により株式の讓渡される場合、讓受人に記名の補充權が與えられ、その補充權が株券とともに轉讓し、株式の取得者が同時にこれを取得するものと解せられるが、かかる捺印のみによる裏書ある株券又は讓渡證書による名義書換の請求を肯定すべきかどうかは問題であるとして、右記名の補充を株式讓渡の効力の問題としてはなく、名義書換請求の當否の問題として扱つておられる）。従つてXは有効に本件株式を取得したものであるが、その株式の名義書換のない限り、會社に對して株主たることを對抗し得ないので、Xのなした名義書換請求の効力如何が問題である。

本件においてXはその株式に讓渡人の裏書欄の記名を補充しないで名義書換を請求したのであるが、このような名義書換は不合法で、その補充がなされない限り効力のないものであらうか。

又會社はその補充がないかぎり、その一事を捉えて名義書換請求を拒み得るものであらうか。

先に述べたように、かかる讓渡人の捺印だけある株券の交付は、裏書人の記名の補充權を讓受人に與えるものであり、讓

受人が名義書換請求をなすに當つてこれを補充すべきは當然であるが、假にこれを補充することなく名義書換を請求することは、會社に對してその補充を委託したものと解すべきで、名義書換請求を受けた會社は、あるいは請求人に對してこれを補充させ、又は自らこれを補充する等適當な方法を探ることが出來、單に補充がなされていない一事を捉え、名義書換自體を拒み得るものとは解し得ない。

もとよりその裏書人の記名のないという一事が、あるいはその資格を疑わしめるかもしれないが、この理由によるならばとも角、その記名の補充のないことが名義書換請求そのものを不適法ならしめているものとは考えられない（東京地裁昭和二八年四月八日判決―下級民集四卷四號四九三頁、東京高裁昭和二八年一月九日判決―下級民集四卷一二號一八四三頁は、何れもこの場合、會社はかかる名義書換請求を拒み得ないとしている）。

本件は裏書人の記名の補充なきまま名義書換の請求がなされ、そのときにおいて會社より前記措置が執られたならば、なお株式併合による株券提供期間内に株券の提供がなされ得るに拘らず―右名義書換請求そのものが、その株券提供を含むものと考えられる―會社で名義書換しないまま放置し、一年餘を経過して、後にXに返送され、その後Xにおいて裏書人の記名が補充されたが、そのときは既に株式併合による株券提供の期間を徒過していたという事案である。

このような事案のもとにおいてXにその危険を轉嫁するのはあまりにも酷である。

YにおいてXの前記名義書換請求に應じなければならぬものである以上、Xの請求は認容されるべきであつた。

株式併合における株券提供期間の満了とともに、舊株券が株券としての効力を失うものであることは、判旨の説くとおりであり、その後においては當該株券によつては株式の讓渡、善意取得等あり得ず、従つて又、裏書人の記名の補充が裏書としての効力を持つようになるものでないことも明らかである。

(米 津 昭 子)